

平成 3 1 年 度

四 日 市 市 職 員

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)

募 集 案 内

**1 募集職種（採用予定人数）**

理学療法士 （2名程度）

作業療法士 （1名程度）

言語聴覚士 （1名程度）

**2 勤務場所**

市立四日市病院

※ 将来、四日市市保健所など関係する部署に配属され勤務することもあります。

**3 採用予定日**

平成31年4月1日

**4 受験資格** 次の①～②の条件を満たす方。（外国籍の方は①～③）

① 昭和59年4月2日以降に出生し、募集職種の免許を有する方または取得見込の方。

② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方。

③ 外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方。

**5 試験日時と会場**

平成30年5月27日（日） 午前9時～

市立四日市病院（四日市市芝田二丁目2番37号）

**6 試験科目**

筆記試験（教養・専門）、小論文、適性検査、面接

**7 提出書類**

① 受験申込書 1部  
（3カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真を申込書及び受験票に貼付すること）

② 該当資格免許証の写し（免許取得者） 1部

③ 卒業見込証明書又は卒業証明書（免許取得者は不要） 1通

④ 成績証明書又は単位取得証明書（免許取得者は不要） 1通

⑤ 返信用封筒（A4三つ折りが入るサイズ） 2通

（定型。あて名を明記し、82円切手をはること）

⑥ 在留資格を証する書類（住民票等） 1部 （外国籍の方）

## 8 提出期限

平成30年5月16日（水）までに必着（郵送も同じ）

\* 受付時間は月～金曜日（祝日を除く）…午前8時30分～午後5時15分

## 9 提出先

四日市市芝田二丁目2番37号（〒510-8567）

市立四日市病院 総務課 TEL (059) 354-1111 内線 5211

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書のこと

### ○ 採用後の給与等（平成30年4月1日現在）

#### ① 初任給

192,700 円（4大卒の場合）

★前職歴に応じて加算される場合があります。

★諸手当として、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当等が支給されます。

★期末・勤勉手当が支給されます。

★通常、年1回昇給します。

★民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

（四日市市職員給与条例等の改正により変更される場合があります。）

#### ② 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

（1週間あたり38時間45分）

#### ③ 休日 土曜日、日曜日、祝日

年末・年始（12月29日～1月3日）

#### ④ 休暇 年次有給休暇 20日

その他、条例で定められた特別休暇があります。

#### ⑤ 福利厚生 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

《 参 考 》

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の担当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。